

会 議 録

審議会等の 名称	令和4年第1回教育委員会（定例会）
開催日時	令和4年1月28日（金）14：00～
開催場所	山口市役所別館1階第1会議室
公開・部分公 開の区分	公開
出席者	藤本教育長、山本委員、横山委員、佐々木委員、佐藤委員、角川委員
欠席者	竹内委員
事務局	兒玉教育部長、古賀文化財担当理事、三輪教育部次長、河村教育総務課長、藤原教育施設管理課長、宮崎学校教育課長、江村社会教育課長、伊藤教育総務課主幹、戸嶋教育総務課主査
付議案件	議 案 (1) 山口市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則
	<p>藤本教育長 こんにちは。ただいまから、令和4年第1回教育委員会（定例会）を開会いたします。</p> <p> 本日は竹内委員が欠席されておられます。</p> <p> 会議録の署名につきましては、佐藤委員さんと角川委員さんをお願いしたいと思います。</p> <p> 本日は議案1件となっております。</p> <p> まず、この議案の公開・非公開を確認いたします。</p> <p> 本日の案件につきましては、市議会に上程する案件等がございませんことから「公開」にて審議したいと思います。</p> <p> 公開に賛成される方は挙手をお願いいたします。</p> <p> （全員挙手）</p> <p> それでは、本日の案件につきましては「公開」にて審議いたします。</p> <p> それでは議案第1号の「山口市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則」について、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p> 河村教育総務課長。</p>
	<p>河村教育総務課長 議案資料①の1ページをお開きください。</p> <p> 議案第1号山口市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則でございます。</p> <p> 説明は、議案参考資料②の1ページから3ページにございます、新旧対照表でさせていただきます。</p>

	<p>このたびの規則改正につきましては、昨年11月の定例会でお伺いしました民法改正による成年年齢の引き下げに伴う条例改正に関連するものでございます。</p> <p>本市が運営しております「山口市奨学金制度」におきましては、奨学金の貸与申請における提出書類が5点ございまして、このことは「山口市奨学金貸与条例施行規則」第4条第1号から第5号に具体的に定めております。</p> <p>そのうちのひとつといたしまして、第4条第4号において「本人及び保護者の前年中の所得を証明する書類」と、現行では規定されておりますなかで、前回も御説明いたしました民法改正による成年年齢の引き下げに伴い、奨学生へ応募する者のほとんどである18歳から19歳の方が親の同意を得ずに有効な契約をすることができる成年となりますことから、様式第1号及び様式第4号の「保護者」の署名欄等については、削除しようとするものでございます。</p> <p>以上で議案第1号の説明を終わります。 御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
藤本教育長	<p>それでは、議案第1号について意見・質問等がございましたらお願いいたします。</p>
横山委員	<p>「父母又はこれに代わる者」とのことですが、これに代わる者とはどのような場合なのでしょう。</p>
河村教育総務課長	<p>父母がいない場合、代わって生計を維持している人のことです。 令和4年4月1日施行の民法の一部改正により、成年年齢が現行の20歳から18歳へ引き下げられます。成年年齢に達する者については、両親でなくとも応募が可能となりますことから、本市奨学金制度に応募する方のほとんどを占める18歳から19歳の方は、本人のみで申請ができるようになります。</p>
藤本教育長	<p>よろしいでしょうか。 無いようでしたら、議案第1号について承認される方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)</p> <p>それでは議案の通り、承認いたします。 以上で本日の付議案件については終了いたします。 次回の定例会は、こちらの第1会議室で、2月17日(木)午後2時からの予定でございしますが、よろしいでしょうか。 では、以上をもちまして、「令和4年第1回教育委員会(定例会)」を閉会いたします。</p>

署名	<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p>令和4年 月 日</p> <p>教育長 _____</p> <p>署名者 _____</p> <p>署名者 _____</p> <p>会議録調製 _____</p>
----	---